

判決年月日	平成 1 9 年 1 1 月 1 4 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成 1 8 年（行ケ）10504号		
○「遊技機」の発明に係る特許の特許法 2 9 条 2 項に違反して特許されたとして無効とする審決に対して，その取消を求める訴訟を提起した上，訂正審判を請求し，特許法 1 8 1 条 2 項に基づく差戻決定を求めたが，同決定がされず，訂正審判における特許庁の審決を待たずに，請求棄却判決がされた事例			

（関連条文）特許法２９条２項，１８１条２項

本件は，「遊技機」の発明に係る特許（特許第３７０８０５６号）を特許法２９条２項に違反して特許されたとして無効とする審決（無効２００６－８００３４号）に対する取消訴訟である。

特許権者であるＸは，取消訴訟を提起した上で，訂正審判（訂正２００７－３９００１５号）を請求し，裁判所に対して特許法１８１条２項に基づく差戻決定を求めたが，裁判所は，同項に基づく差戻決定をせず，取消訴訟の審理を行った。そして，訂正審判における審決を待たずに，無効審決を是認してＸの請求を棄却する判決をした。

特許を無効とする審決に対して，特許権者が取消訴訟を提起するとともに訂正審判を請求した場合における特許法１８１条２項に基づく差戻決定の運用については，知財高裁においては，個別の事案に応じた処理がされている。本件においては，取消訴訟の受訴裁判所は，同項に基づく差戻決定をせず，また，訂正審判における特許庁の審決を待つことなく，無効審決の判断は是認できるとして取消訴訟を棄却したものである。無効審決に対する取消訴訟と訂正審判請求が錯綜した場合における実務の運用の一例として紹介するものである。